

第一項、給料ノ支拂日ヲ毎月末ニ前日ニ支拂ス
第二項、毎月十四日希望者ニハ金拾日以内ヲ貸與ス

第四項

解雇手當ハ凡記表ニ依リ支給ス

滿一ヶ年以上ノモノ 日給 十日分

滿三ヶ年以上ノモノ 日給 廿日分

滿五ヶ年以上ノモノ 日給 卅日分

滿七ヶ年以上ノモノ 日給 五十日分

滿十ヶ年以上ノモノ 日給 八十日分

別項

辭職スル時ハ五日前ニ職長ヲ經テ豫告ス
ルコト若シ豫告ナクシテ退職シタル者ハ五
日分ノ日給ハ支給セズ

(三) 五則

- 一、作業ハ午前七時ヨリ午後五時迄一人トス
- 二、身元保証金トシテ毎月勤定ニ一人宛テ日給
ヲ引去リ拾日ニナル迄積立ヲナスコト
- 三、退場スル時ハ其翌日拂戻スルコト

但し本人ノ不注意ニヨリ生シタル損害ハ積立金ヲ以
テ処理ス

四、入職後事故ノ都合上又ハ日給不腹ノ爲メ退職
スルモノ、勤定ハ其ノ月ノ末日勤定コトハ支拂セズ

五、給料支拂日ハ毎月末ノ前日午後五時以後支拂
ス

六、毎月十四日希望者ニ對シ金十日以内貸與ス

但し職長ヲ經テ前日申込ムコト
七、職ニ即時解雇スル場合ハ日給ノ十四日分ヲ支給
ス

八、職ニ解雇手當凡記ノ通り定ム

滿一ヶ月以上	日給	一日分
滿三ヶ月以上	日給	三日分
滿六ヶ月以上	日給	五日分
滿一ヶ年以上	日給	十日分
滿三ヶ年以上	日給	二十日分
滿五ヶ年以上	日給	三十日分